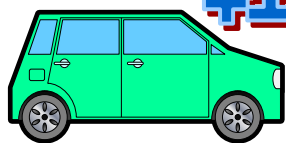


軽自動車税の税率（税額）



軽自動車税は、毎年4月1日現在の登録車両の所有者に対して課税されます。

このうち、軽三輪及び四輪の軽自動車には、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けたもの（初度登録）から新しい税率が適用され、それ以前に登録された車両は改正前の税率に据え置かれます。

ただし、環境への負担を考慮し、初回新規登録の車両で基準を満たしている場合には、**翌年度のみ**軽自動車税に軽課（グリーン化特例）が適用されます。

また、初回新規登録から13年を経過した車両は、翌年度以降の軽自動車税に重課が適用されます。

車種名	改正前税率	改正後税率	軽課（グリーン化特例）			重課 ※下記参照
			約25%軽減 ①	約50%軽減 ②	約75%軽減 ③	
原付第一種 50cc以下	1,000	2,000				
原付第二種(乙) 90cc以下	1,200	2,000				
原付第二種(甲) 125cc以下	1,600	2,400				
原付ミニカー	2,500	3,700				
農耕作業用	1,600	2,400				
小型特殊	4,700	5,900				
軽二輪 250cc以下	2,400	3,600				
軽三輪	3,100	※1 3,900	3,000	2,000	1,000	※2 4,600
四輪乗用(営業用)	5,500	※1 6,900	5,200	3,500	1,800	※2 8,200
四輪乗用(自家用)	7,200	※1 10,800	8,100	5,400	2,700	※2 12,900
四輪貨物(営業用)	3,000	※1 3,800	2,900	1,900	1,000	※2 4,500
四輪貨物(自家用)	4,000	※1 5,000	3,800	2,500	1,300	※2 6,000
ボートトレーラー	2,400	3,600				
二輪小型自動車 250cc超	4,000	6,000				

改正後税率は、H28.4.1施行

※1 は、H27.4.1以降に初めて車両番号の指定を受けたもの（初度登録）から適用（それまでに登録された車両は改正前の税率を適用）

※2 は、H28.4.1以後に、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した翌年度から適用（平成21年3月以前に初度登録をした場合、ガソリンハイブリッド車等を除き、令和4年度からは重課です。）

①約25%軽減対象

・令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%以上達成車（営業用乗用車に限る）

②約50%軽減対象

・令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%以上達成車（営業用乗用車に限る）

③約75%軽減対象

・電気自動車・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制10%低減または平成30年排出ガス規制適合）が対象

車検証で
確認を！

お問い合わせ：福津市市民部税務課資産税係（0940-42-1111(代) 0940-43-8118(直)）

※福津市以外で登録された場合は、各市町村の軽自動車税担当者にお問い合わせください